

氏 名	おおほりしゅういち 大堀秀一
学位(専攻分野)	博 士 (経 済 学)
学 位 記 番 号	経 博 第 202 号
学位授与の日付	平 成 17 年 1 月 24 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 4 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	経 済 学 研 究 科 経 済 動 態 分 析 専 攻
学位論文題目	Essays on Environmental Policy and Privatization (環境政策と民営化に関するいくつかの考察)
論文調査委員	(主 査) 教 授 植 田 和 弘 教 授 塚 谷 恒 雄 助教授 依 田 高 典

論 文 内 容 の 要 旨

近年世界各国で公企業の民営化が進行しているが、民営化は雇用などの経済問題だけではなく、環境政策に対しても大きな影響を及ぼしている。本論文は、混合寡占モデルを用いて、民営化過程における望ましい環境政策及び環境に配慮した民営化の形態を分析した意欲的な労作であり、以下の6章から構成されている。

第1章では、民営化と環境政策の関係についてその現状と問題点が、いくつかの事例を挙げながら、経済学的観点から考察される。本論文の課題が、第1に公企業の民営化の過程が環境政策の導入及び経済構造に及ぼす影響に関する基礎理論を構築すること、第2に国際市場における望ましい環境政策及び民営化の形態を考察すること、にあることが提示される。民営化の過程における環境政策については、近年、移行経済諸国や発展途上国の事例を中心に実証研究が先行して盛んになりつつあるが、民営化と環境政策の関係に関する理論的基礎が確立していないことからくる限界が指摘される。さらに実証研究の動向が整理・確認されたうえで、民営化の過程における望ましい環境政策について、経済理論的に解釈し分析することが可能であると指摘される。

第2章では、最適環境税の下における民営化が社会厚生に与える影響が分析される。単純な線型モデルを用いて、民営化が企業の生産量及び汚染排出量に与える影響が分析される。その結果最適な環境税の下では、民営化は社会厚生に影響を与えないことから、政府は民営化するインセンティブを持たないことが明らかにされる。また、民営化は公企業の生産量を増加させ、私企業の生産量を低下させることも明らかにされる。以上のことから、民営化は費用効率性の性質をもつが、汚染排出量を拡大させる効果も併せ持つことが結論づけられる。

第3章では、汚染削減技術水準が企業間で技術移転する場合、すなわち汚染削減技術に関するスピルオーバー効果が存在する場合について、混合寡占の下での、最適な環境税とその諸効果が分析される。特に、企業間の戦略的行動が環境税の決定に及ぼす影響が分析される。最適環境税は、限界損害費用よりも低く、私企業から公企業への汚染削減技術のスピルオーバー効果がない場合のそれよりも高くなることが明らかにされる。このことは、最適環境税の下では、私企業は公企業に汚染削減技術の移転を行うインセンティブがないということを意味し、環境税の上昇が必ずしも総汚染排出量の削減を導かないことが明らかにされる。

第4章では、最適環境税の下での、望ましい民営化の形態が分析される。Matsumura モデルを用いて、公企業の目的関数は、社会厚生関数と利潤関数を民間部門の公企業の株式保有率でウェイトをかけた関数と仮定され、最適環境税の下では、部分的な民営化が望ましい民営化の形態であることが明らかにされる。さらに、民営化の初期の段階では、環境税は私企業から公企業へ生産をシフトさせる効果をもつことが示され、環境税は公企業への生産補助政策としての意味合いを持つことが解明される。

第5章では、環境政策と貿易政策が公企業の民営化決定にどのような影響を与えるか、環境政策、貿易政策、及び民営化政策の相互依存関係が分析される。2国2企業間での貿易・競争である国際分断市場が想定され、混合寡占モデルが導入さ

れ静学化される。公企業の民営化前後に関わらず、最適環境税率はピグー税及び限界損害費用よりも低く、最適関税率は正となる。また、公企業の民営化は、両国の最適環境税率及び最適関税率を上昇させる。さらに、民営化は、自国の環境損害費用を低下させるが、社会厚生も低下させることが示される。

第6章では、FTA等によって関税等の貿易政策が禁止されている場合の、国際複占市場における、最適環境税及び民営化の効果が分析される。Matsumuraモデルを基にした部分民営化モデル、及び、Brander and Spencerを基にした第3国輸出モデルが用いられる。第3国輸出モデルでは、2輸出国が第3国へ財を輸出するために生産を行うと設定される。民営化それ自体が相手国産業の利潤を収奪する効果を持つ可能性が注目される。民営化は多くのケースにおいて、利潤収奪効果をもつが、そのことが自国の社会厚生改善につながるか否かは判別できないとされる。その理由は民営化の社会厚生への影響は、民営化が及ぼす4つの影響、すなわち、限界環境損害の悪化、交易条件の悪化、汚染削減費用の低下、及び、不完全競争に伴う生産非効率性の改善の総合的效果に依存することにあることが示唆される。

以上、本論文においては、1)民営化の過程における最適環境税率は、限界損害費用よりも低い水準に設定すべきであること、2)最適環境税を設定する場合、完全民営化は最適ではないこと、3)国際市場において、参入規制の下では、民営化は両国の環境損害を改善させるが、社会厚生を低下させること、さらに、4)民営化は、利潤収奪効果をもつ可能性があること、が明らかとなったことが示され、結論とされる。

論文審査の結果の要旨

公企業の民営化問題を扱った経済学的研究はすでに膨大な蓄積がある。しかし民営化は企業の環境対策や政府の環境政策にも大きな影響を及ぼさざるを得ないにもかかわらず、民営化と環境政策との関連についての研究はいまだ手薄な領域となっていた。これに対して著者は混合寡占モデルを中心に理論モデルを構築し、民営化の過程における望ましい環境政策および民営化の形態について分析することで、いくつかの有用な知見を得、今後の当該分野における研究の共通の基礎となる学術的成果をあげた。このことは本論文の基本的特徴であり、貴重な貢献である。

研究の成果として評価しうる諸点を示せば、次のようになる。

第1に、民営化が企業の生産量や汚染排出量に及ぼす影響を分析し、民営化前の混合寡占市場における環境税は、私企業から公企業へ生産配分のシフトを促す効果があること、またこの場合の最適環境税はピグー税よりも低い水準であることを見出したことである。このことは民営化は費用効率的ではあっても汚染排出量を増大させる可能性があることを示唆するとともに、完全競争市場を想定した環境政策の枠組みとは異なる、混合寡占市場において民営化が行われる場合に独自の環境政策上の原理が必要であることを明らかにした点で、貴重な学術的貢献として評価できる。

第2に、たとえ最適環境税など最適な環境政策が設定されていたとしても、完全な民営化は最適とはならず、むしろ民営化の初期段階では環境税が私企業から公企業へ生産をシフトさせる効果を持つこともあって、最適環境税の下での望ましい民営化形態は部分的な民営化であることを導出したことである。民営化と環境政策に関する理論分析における一定の貢献として評価できるとともに、民営化形態の選択肢を環境政策との関連で提示するという実践的意義もあり、貴重な貢献である。

第3に、環境政策、貿易政策、および民営化政策の相互作用関係を分析したことである。それ自体貴重な試みとして評価できるが、その結果国際市場において参入規制がある下では、公企業の民営化前後にかかわらず、最適環境税率はピグー税率よりも低いこと、公企業の民営化は両国の最適環境税率を上昇させること、さらに民営化は両国の環境損害を軽減させるが、社会厚生を低下させること、等いずれもやや意外な結果を見出したことである。今後の理論的実証的研究を触発する成果として、貴重な学術的貢献である。

第4に、関税等の貿易政策が禁止されている場合の国際複占市場における最適環境税や民営化の効果を分析し、民営化は国際市場において利潤収奪効果を持つが、そのことが自国の社会厚生改善につながるか否かは、限界損害費用、汚染削減費用、交易条件等に対して民営化が及ぼす影響に依存することを明らかにした点である。自国の公企業の汚染排出量を増加させることを指摘したこととあわせて、民営化のもたらす影響の複雑さを解明したものとして、興味深い。

第5に、以上の成果をふまえて、公企業の民営化にあたって、環境保全・安全性等を維持しつつ効率性を発揮させるためには、民営化を段階的に進め、政府の裁量を残すような部分的民営化が望ましいという政策提言をまとめていることであ

る。民営化の初期段階においては、公企業に対する環境税負担を軽減することで、公企業の生産効率を改善させると同時に、汚染削減努力を促すことが可能という指摘とあわせて、積極的な政策的含意を引き出していることが注目される。

同時に、本論文は未開拓な分野の先駆的な研究であるだけに、研究方法上検討を要するところや、研究全体の進展にも待つべき、いくつかの論点が残されている。まず、挙げられるのが、公営と民営という経営形態の機能が規範的に想定されているが、民間企業においても環境管理システムが導入され、また企業の社会的責任に基づく諸制度や取り組みが自主的に行われている現状をふまえると公営と民営という二元論的モデルの妥当性が検証されなければならない。また、本論文での理論分析から得られた結果の現実的適用可能性を高めるためには、分析において想定した問題設定の現実的背景や得られた結果の政策的含意をより詳細に説明すべきではないか。さらに公益事業統制などの規制や税制などの制度的初期条件が分析において留意されるならば、分析の有用性が一層高まったであろう。

しかしながら、これらの課題は、著者が提起し、理論的・実証的に解明した民営化と環境政策に関する研究の先駆性と、それによってもたらされた貴重な貢献を何ら損なうものではない。

よって、本論文は、博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。尚、平成16年10月20日、論文内容とそれに関連した試問を行った結果、合格と認めた。